

令和元年(2019年)11月22日
県民文化部くらし安全・消費生活課交通安全対策係
(長野県交通安全運動推進本部事務局)
(課長)古川 浩 (担当)小松 靖伸
電話:026-235-7174 (直通)
026-232-0111 (代表)内線 2848
FAX: 026-223-6771
E-mail: kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

園児の交通事故を受けた緊急交通安全対策の 点検結果と今後の方針（概要）について

長野県交通安全運動推進本部

I 経緯

- 本年5月の滋賀県大津市における園児の交通事故被害を踏まえ、長野県交通安全運動推進本部において、5月24日に「緊急交通安全対策」を発表。
- 県警本部において県内全ての保育所・幼稚園等942施設において訪問・聞き取りを行い、「安全確保重点箇所」680箇所を抽出。9月末までに、推進本部地方部ごとに、警察、道路管理者等による合同点検を実施。

II 点検結果

- 県内全ての保育所・幼稚園等942施設において、散歩時における安全対策の再確認を行うとともに、全ての施設において、ソフト対策（安全教育、交通指導等）を実施。
- 「安全確保重点箇所」のうち500箇所については、ソフト対策に加えハード対策を講ずべきとした。

III 対応方針

1 継続したソフト対策の実施

引き続き、効果を検証しながら関係機関において継続して実施していく。
内容：安全教育、散歩時の同行指導・啓発、取締り 等

2 計画的なハード整備

- (1) ハード対策が必要な箇所についてはできるだけ早期に対策を講ずる。
内容：信号機改良、横断歩道、一時停止の整備、ゾーン30（30キロ制限）指定、歩道整備、車止め、車道分離標、防護柵設置 等
 - ・ 長野県管理道路施設及び県警管理施設については、令和3年度までに必要な対策を講じることを目標とする。
 - ・ 国及び市町村管理の道路施設等については、できるだけ早期に対応が行われるよう要請し、情報を共有していく。
- (2) (1)の他、過去5年間に子どもが被害者となった交差点 96箇所についても、上記と同様にできる限り早期に必要な対策を講じる。

3 日常的な検討とPlan-Do-seeサイクルの確立

- (1) 日頃から住民等からの提案、要望等を関係機関が把握するとともに、推進本部地方部において意見交換を定期的の実施し、関係者が連携して対策の追加・見直しを行う。

参考：令和元年度11月補正予算案 208,404千円（債務負担5,260千円）
建設部：車止め設置工等 警察：道路標識・標示整備等 計247箇所